

東図書館 除草及び植木剪定業務 仕様書

1 目的

本業務は、除草及び複合施設の敷地内に植栽されている樹木、芝生等の維持管理を行い、来館者に安らぎを与えるよう常にきれいに管理することを目的にする。

2 業務の範囲

施設の敷地内（活動センター棟の建物内の内庭、テラス等を除く）の除草及び植栽されている樹木、芝生の維持管理

3 業務の内容

(1) 植木剪定・除草等

ア 植木剪定	高木	30本	年1回
	中木	330本	年1回
	低木	660㎡	年1回
イ 除草	植栽帯等	824㎡	年2回以上
	・上記以外のインターロッキング部分、北側と西側の歩道部分等は、雑草の繁茂状態により随時除草を行う。		
ウ 芝刈り（除草含む）	芝生	220㎡	年2回以上
エ 施肥	高木	30本	年1回
	中木	330本	年1回
	低木	660㎡	年1回
	芝生	220㎡	年1回

オ 作業終了後、発生した雑草・残木等については、現場より速やかに集積・搬出し、指定管理者の責任において、関係法令を遵守のうえ適正な処分を行う。

カ 除草については、薬剤を用いない。周囲の安全を確保しながら、鎌、草刈機等で行うものとする。

(2) 薬剤散布

予防的な薬剤散布は行わず、害虫の発生した樹木に対して剪定及び捕殺等を行うよう努め、やむを得ず薬剤散布をする場合は、必ず市に相談しその樹木に最小限の散布とすることとする。

散布については、特に細心の注意を払い、通行者・利用者はもとより散布従事者に被害のないよう留意し、散布中・後は立て札を設置し立ち入り禁止措置を施すこと。

(3) 上記以外の項目であっても、維持管理に必要と思われるものについて指定

管理者は、自ら行うものとする。

4 費用の負担

指定管理者は、業務に必要な経費のうち次の経費を負担するものとする。

- (1) 業務に必要な機械工具類，消耗品類等すべての費用
- (2) 指定管理者の瑕疵によって生じた枯れ木等の植え替え費用

5 遵守事項

- (1) 作業を行うときは、来館者に対し適切な安全対策（注意を促す看板等の設置）を行い、常に安全確保に努めること。作業員の服装は、制服及び名札を着用し、常に清潔であること。
- (2) 業務上知り得た事項については、他に漏らさぬこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、事故のないよう十分注意すること。
- (4) 業務実施工程表を作成し、計画的に実施すること。
- (5) 実績報告書を作成すること。